

東海第二発電所に関する意見をお寄せください

発行責任者 原子力問題調査特別委員会
委員長 豊島 寛一

平成24年3月東海村議会に東海第二発電所に係る「廃炉・再稼働中止などの請願」3件と「安全性向上に関する請願」1件の計4件の請願が住民等から提出されました。

原子力問題調査特別委員会では、議会からの付託を受け、上記4件の請願について、請願者から趣旨説明を受けるなど、7回の審議を重ねてまいりました。しかし、現状では判断材料が出そろっていないことなどから、慎重に継続審議を行っている状況です。

請願に対する審議、採決の判断の参考とするため、村民等の皆さんの御意見を募集いたします。

■「請願内容」の公表場所

- (1) 議会事務局(役場議会棟2階)
- (2) 各コミュニティセンター
- (3) 東海村議会ホームページ(<http://www.vill.tokai-gikai.jp/>)

■意見の提出方法

所定の様式(※上記公表場所に備え付け)に必要事項を記入の上、10月31日(水)までに、持参・郵送・ファクシミリ・議会ホームページのいずれかの方法で、議会事務局(役場議会棟2階)へ提出してください。

■その他

- (1) 必須事項の記入がないものは受け付けできません。
- (2) 匿名での公表を予定しています。

■問合せ

東海村議会事務局 電話 029-287-0844

意見聴取会のお知らせ

原子力問題調査特別委員会の議員による東海第二発電所に関する意見聴取会を開催します。多くの皆さまのご意見をお聞かせください。

【第1回】10月25日(木)18:00~20:30

【第2回】10月28日(日)13:30~16:00

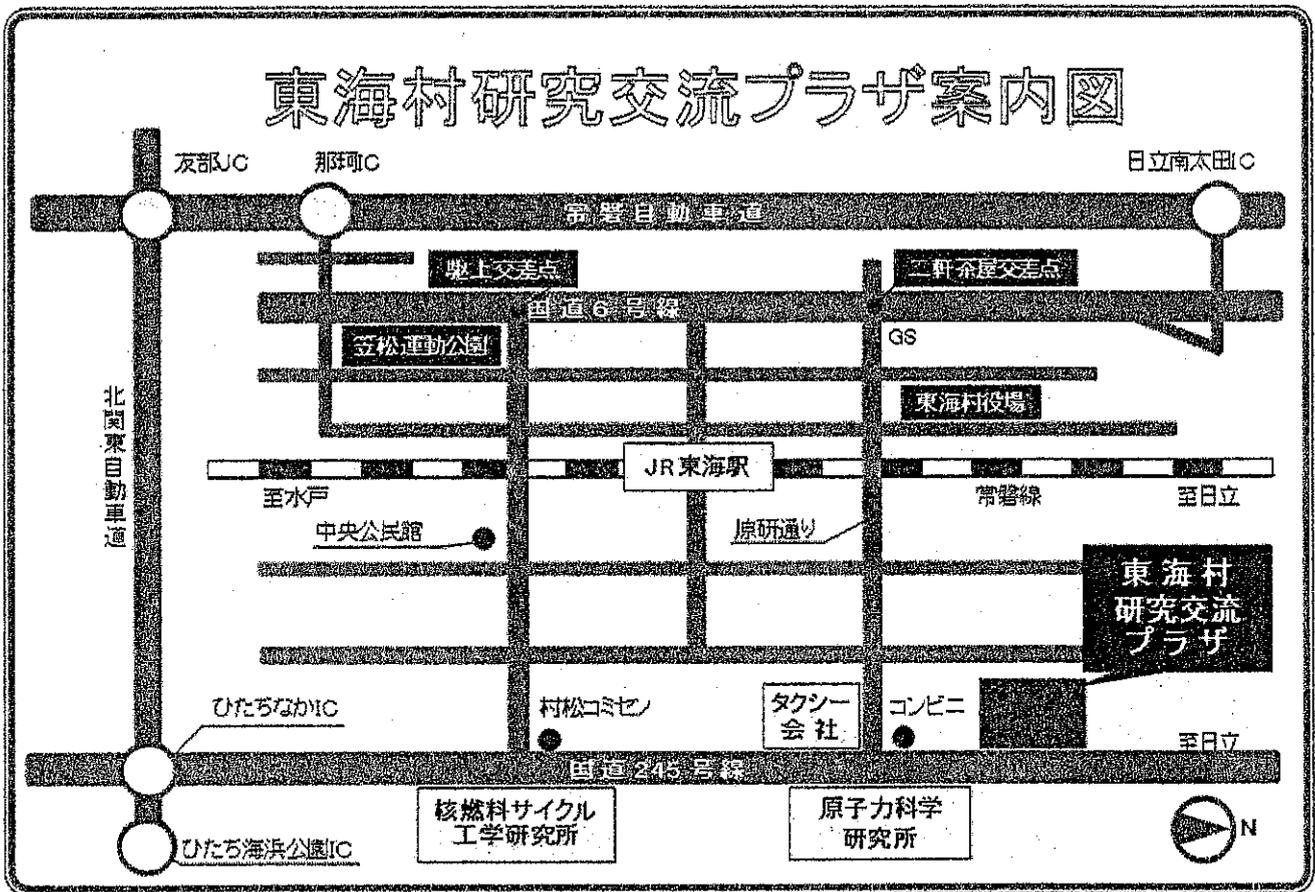
場所:東海村研究交流プラザ

※裏面をご覧ください

※どなたでも参加できますが、発言は村内在住・在勤の方が優先となります。

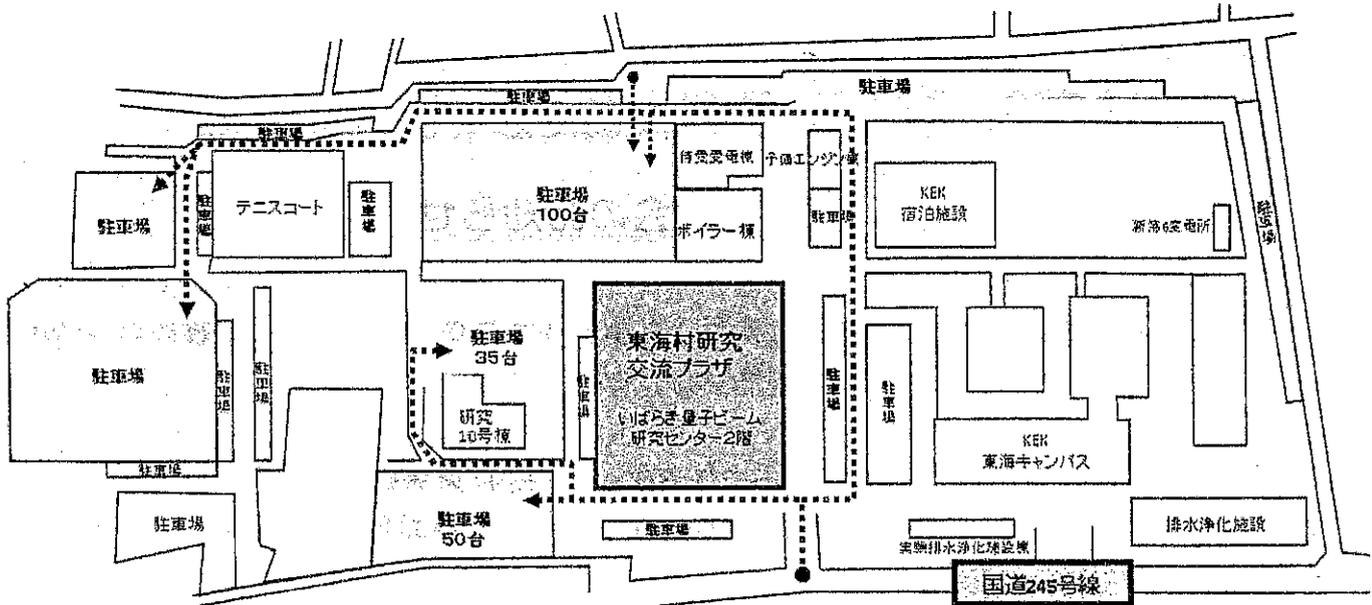
※ご意見を聞くことを目的としておりますので、質問はご遠慮ください。

東海村研究交流プラザ案内図



■ 場所 東海村研究交流プラザ
 (いばらき量子ビーム研究センター 2階)
 東海村白方162-1

駐車場案内図



【意見記入に当たっての注意事項】

原子力問題調査特別委員会では、現在、審議中の発電炉の廃止、停止、再稼働中止に係る3件の請願と更なる安全対策の実施に係る1件の請願について、継続審議を行っています。これら審議の参考となるご意見や、東海村における今後の原子力発電のあり方等に関するご意見などを受け付けております。

皆様からお寄せいただきましたご意見等につきましては、原子力問題調査特別委員会における検討審議等の参考にさせていただきます。

原子力問題調査特別委員会にご意見等をお寄せいただいた方々への回答は、審議継続中ですので、原子力問題調査特別委員会の採決を持って、代えさせていただきます。

今回の意見公募に当たりましては、「意見記入様式」に従い、必ずお名前とご住所をご記入くださいますようお願いいたします。

また、次のいずれかに該当するご意見等は受け付けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

- ・特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの
- ・営利を目的にしているもの
- ・利己的な内容のもの、趣旨が不明確なもの
- ・匿名（お名前とご住所をご記入いただけない場合）であるもの

原子力問題調査特別委員会の審議経緯の概略

原子力問題特別調査委員会

委員長 豊島 寛一

本委員会では、平成24年3月に議会に請願を受けてから、これまで7回にわたり東海第二発電所に係る請願に対する審議を進めてきました。審議の状況を以下に示します。

| 回 | 期 日 | 内 容 |
|---|-------|---|
| 1 | 4月 9日 | 請願者から趣旨説明を受ける。 「廃炉、再稼働中止等の請願3件」「安全性向上に関する請願1件」 |
| 2 | 4月23日 | 請願に対して活発な質疑が行われる。 |
| 3 | 5月16日 | 原子力関連事業者3社（原子燃料工業、原子力機構、日本原電）から今年度の事業計画について説明を受ける。 |
| 4 | 6月 1日 | これまでの審議を踏まえ、再度、審議した結果、慎重に審議継続することが必要であるとの結論に至る。 |
| 5 | 7月10日 | 以下の内容が決定される。 ・請願者からの要望により、傍聴者などの意見を聞く場を設けること。 ・請願の採決は、意見聴取会で意見を聞いてから検討すること。 |
| 6 | 7月27日 | 意見聴取会の進め方について議論し、原特委にワーキングチームを設置して、意見聴取会の準備を行うことなどが了解される。 |
| 7 | 9月20日 | 意見聴取会の日時、意見募集の期間などが決定される。 |

【請願】

| 受理番号 | 件 名 |
|-----------|--|
| 請願 第24-1号 | 東海第2原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願書 |
| 請願 第24-3号 | 日本原子力発電東海第2原発の再稼働中止を求める意見書採択についての請願書 |
| 請願 第24-4号 | 東海第2原発の廃炉を求める意見書採択を求める請願書 |
| 請願 第24-5号 | 東海第二発電所並びに原子力施設の安全施設の安全性向上に関する意見書提出を求める請願書 |

※請願内容は次ページから

東海第2原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書提出を求める請願書

<請願主旨>

平成23年3月11日、東日本大震災を契機に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故は、これまで言われてきた安全神話の欺瞞性を誰の目にも明らかにしました。茨城県のほとんど全域が福島原発に由来する放射性物質の汚染地帯となりました。とくに県南地域にはホットスポットと呼ばれる高濃度汚染地域が点在し、子どもを持つ母親や妊産婦に計り知れない不安を与えています。チェルノブイリ原発事故で、子どもへの被曝がいかに深刻であるかを明白に示しているからです。

福島原発事故から約1年を経た今になってもまだ、完全に収束しているわけではなく、放射能は毎日、空へ、海へ、地下へと放出され続けています。しかも、たとえこのまま安定したとしても、事故処理を終え、完全に廃炉とするまでには40年以上の歳月が必要だと東京電力が公表しています。政府は、現実には起きうる事故対策として、新たに原発から30[㏎]圏内での住民避難計画の策定を、さらに50[㏎]圏内の市町村には放射性ヨウ素対策の確立を指示しました。

茨城県には東海村に日本原子力発電株式会社による東海発電所と東海第2発電所が存在し、その東海第2発電所は、建設から33年と老朽化しているにも拘わらず操業を続けてきました。今回の震災では、福島第一原発と同じく、地震と津波に見舞われて外部電源は切れ、非常用電源も被害を受けました。破損しなかった2台の非常用電源で冷却を続け、3日半後ようやく冷温停止となるという、危機一髪の状態であったと言われています。現在はそのまま定期点検に入り、地震で被害を受けたタービン等損傷の修理、新たな安全対策の追加工事が進められています。

今回の事故で政府の原子力安全委員会は、原発事故時の立ち入り禁止区域を30[㏎]圏内に広げることにしました。茨城県東海原発の場合、30[㏎]圏には約100万人、20[㏎]圏内でも約75万人が生活しています。国内の原発の中で、最も人口稠密地帯を抱える東海原発です。首都圏までわずか120[㏎]しかありません。この東海原発にこれ以上の操業を認めることはできません。

以上のことから、地方自治法第99条の規定に基づき、東海第2原子力発電所の再稼働を認めず廃炉を求める意見書を貴議会で採択していただき、内閣総理大臣ほか関係大臣、衆参議長並びに茨城県知事に対して提出していただきますよう請願いたします。

請願事項

1. 東海第2原子力発電所の再稼働を認めないこと。
1. 東海第2原子力発電所の廃炉を事業者に求めること。
1. 廃炉に伴う雇用、周辺自治体、周辺経済などへの影響に十分な配慮をすること。
1. 茨城県の原子力災害対策を見直し、30[㏎]圏内100万人県民の安全対策や避難計画、また新たな50[㏎]圏内の原子力災害計画を策定すること。

東海第2原子力発電所の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書（案）

平成23年3月11日、東日本大震災を契機に起きた東京電力福島第一原子力発電所の事故は、これまで言われてきた安全神話の欺瞞性を誰の目にも明らかにしました。茨城県のほとんど全域が福島原発に由来する放射性物質の汚染地帯となりました。とくに県南地域にはホットスポットと呼ばれる高濃度汚染地域が点在し、子どもを持つ母親や妊産婦に計り知れない不安を与えています。チェルノブイリ原発事故で、子どもへの被曝がいかに深刻であるかを明白に示しているからです。

福島原発事故から約1年を経た今になってもまだ、完全に収束しているわけではなく、放射能は毎日、空へ、海へ、地下へと放出され続けています。しかも、たとえこのまま安定したとしても、事故処理を終え、完全に廃炉とするまでには40年以上の歳月が必要だと東京電力が公表しています。政府は、現実には起きうる事故対策として、新たに原発から30[㏎]圏内での住民避難計画の策定を、さらに50[㏎]圏内の市町村には放射性ヨウ素対策の確立を指示しました。

茨城県には東海村に日本原子力発電株式会社による東海発電所と東海第2発電所が存在し、その東海第2発電所は建設から33年と老朽化しているにも拘わらず操業を続けてきました。今回の震災では、福島第一原発と同じく、地震と津波に見舞われて外部電源は切れ、非常用電源も被害を受けました。破損しなかった2台の非常用電源で冷却を続け、3日半後ようやく冷温停止となるという、危機一髪の状況であったと言われています。現在はそのまま定期点検に入り、地震で被害を受けたタービン等損傷の修理、新たな安全対策の追加工事が進められています。

今回の事故で政府の原子力安全委員会は、原発事故時の立ち入り禁止区域を30[㏎]圏内に広げることにしました。茨城県東海原発の場合、30[㏎]圏には約100万人、20[㏎]圏内でも約75万人が生活しています。国内の原発の中で、最も人口稠密地帯を抱える東海原発です。首都圏までわずか120[㏎]しかありません。この東海原発にこれ以上の操業を認めることはできません。

以上のことから、地方自治法第99条の規定に基づき、東海第2原子力発電所の再稼働を認めず廃炉を求める意見書を提出します。

請願事項

1. 東海第2原子力発電所の再稼働を認めないこと。
1. 東海第2原子力発電所の廃炉を事業者に求めること。
1. 廃炉に伴う雇用、周辺自治体、周辺経済などへの影響に十分な配慮をすること。
1. 茨城県の原子力災害対策を見直し、30[㏎]圏内100万人県民の安全対策や避難計画、また新たな50[㏎]圏内の原子力災害計画を策定すること。

平成24年 月 日

提出先

内閣総理大臣
経済産業大臣
原発事業の収束及び再発防止担当大臣 宛（各通）
衆参両院議長
茨城県知事

東海村議会議長

日本原子力発電東海第2原発の再稼働中止を求める意見書採択についての請願書

請願趣旨

2011年8月11日に起こった東京電力福島第一原発事故は、これまでの原発の「安全神話」を完全に崩壊させ、原発の危険性を国民が思い知ることになりました。水素爆発による放射能物質の拡散と汚染に対する住民の不安は計り知れない深刻なものです。

また東海第二原発は、運転開始から30年以上が経ち著しい老朽原発となっています。今回の震災でも大きな被害を受け、津波があと少し高ければ福島第一原発と同様の事態となった可能性が指摘されています。茨城周辺で数多くの余震が続く中、もし東海第二原発で事故が起これば、茨城はもちろんのこと関東全域の被害状況は予測できない甚大なものとなり、住民は土地やそれまで築いてきたもの全てを失います。東海第二原発の30km圏内には100万人が住んでおり、周辺住民の避難は困難を極め、首都圏にも大きな被害が及ぶ可能性があります。

今こそ命を、人間だけでなく生きとし生けるすべての命を第一に考える時です。東海村は世界に先駆けて原発から先端的な科学研究都市として転換を図り、二度と原発事故を起こさないために、東海第二原発の再稼働中止を求めて、以下の通り請願します。

請願項目

- 一、東海第2原発の再稼働を認めないこと。
- 一、以上の内容を地方自治法第99条の規定により、国および県へ意見書として提出すること。

地方自治法第124条の規定により、上記の通り請願書を提出します。

東海第2原発の再稼働中止を求める意見書（案）

2011年3月11日に起こった東京電力福島第一原発事故は、これまでの原発の「安全神話」を完全に崩壊させ、原発の危険性を国民が思い知ることになりました。水素爆発による放射能物質の拡散と汚染に対する住民の不安は計り知れない深刻なものです。

また東海第二原発は、運転開始から30年以上が経ち著しい老朽原発となっています。今回の震災でも大きな被害を受け、津波があと少し高ければ福島第一原発と同様の事態となった可能性が指摘されています。茨城周辺で数多くの余震が続く中、もし東海第二原発で事故が起これば、茨城はもちろんのこと関東全域の被害状況は予測できない甚大なものとなり、住民は土地やそれまで築いてきたもの全てを失います。東海第二原発の30*₀圏内には100万人が住んでおり、周辺住民の避難は困難を極め、首都圏にも大きな被害が及ぶ可能性があります。

今こそ命を、人間だけでなく生きとし生けるすべての命を第一に考える時です。東海村は世界に先駆けて原発から先端的な科学研究都市として転換を図り、二度と原発事故を起こさないために、東海第二原発の再稼働中止を求めます。

よって、国会及び政府並びに関係機関においては、下記事項を実現されるよう求める。

一、東海第2原発の再稼働を認めないこと。

以上地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成 年 月 日

東海村議会

[提出先]

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・厚生労働大臣・
農林水産大臣・経済産業大臣・環境大臣・内閣府特命担当大臣（消費者）・
茨城県知事

「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書

<請願趣旨>

新日本婦人の会は、1962年にいわさきちひろ（画家）などのよびかけによってつくられ今年が創立50年になります。子どもや女性のしあわせを願って、全国でさまざまな運動をしています。2003年には国連NGOに認証されました。

私たちは1999年のJCO臨界事故を決して忘れることができません。600人余が被ばくし、2人の尊い命が失われました。

あの日、正確な情報や指示がない中、保育所では子どもたちが外で遊び、学校では放課後部活動が行われ、夕方から振り出した雨に濡れて帰宅した子どもたちもいました。妊娠していた女性は子どもを生んでいいのか迷い、被ばくした嫁は貰えないと婚約破棄された女性もいました。

「原子力事故はどんなことがあっても2度と起こしてはならない」これは私たちの強い思いです。東京電力福島第1原発事故から1年が経過しますが、炉心の状態もわからず除染も進んでいません。ふるさとに帰れない人、高い放射線の中でおびえながら暮らす人、先祖からの農地を手放さなければならぬ人など、どれだけ多くの人々が苦しんでいることでしょうか。

過酷事故を経験した国民に「安全な原発」ということは、もはや通用しなくなりました。

日本原電東海第2原発は運転開始から33年が経過し、老朽化が著しくなっています。私たちは原発事故を心配しながら生活するのはもういやです。事故をくりかえさないために、これ以上被ばく者をつくらぬために、未来をにやう子どもたちに安心と希望を保障するために、今こそ政治の決断がせまられている時と考えます。

<請願項目>

別紙「東海第2原発の廃炉を求める意見書」を貴議会で採択し、茨城県と国に意見書を上げてください。

東海第2原発の廃炉を求める意見書（案）

東京電力福島第1原子力発電所の事故は、避難民をはじめ農・漁業など多方面に甚大な被害を及ぼし、原発の危険性を国民の前に明らかにしました。原発で過酷事故は起きないという「安全神話」は崩れました。

東海村にある日本原電東海第2原子力発電所では、昨年3月11日の東北地方太平洋沖地震により、原子炉が自動停止しました。さらに、6.1mの防護壁に5.4mの津波が押し寄せ、非常用ディーゼル発電機3台のうち1台は津波によって浸水し動きませんでした。

もし、津波があと少し高かったら、非常用電源をすべて失い、その後2日間外部からの電源を失っており、福島第1原発と同じような深刻な事態になるところでした。

福島第1原発から半径20km圏内は警戒区域（立ち入り禁止）とされ、住民は避難生活を余儀なくされています。東海第2原発から20km圏内には福島の10倍の71万人が暮らしており、国内一の人口密集地です。茨城県庁もこの中に含まれます。

東海第2原発は運転開始から33年が経過し、老朽化によるトラブルも頻繁におきています。

以上をふまえて、私たちは、東海第2原発の再稼動を認めず廃炉をもとめます。

- 一、 県の原子力防災計画を見直し、安全対策や非難訓練計画をたてること。
- 一、 住民合意のないままに東海第2原発の再稼動を認めないこと。
- 一、 東海第2原発の廃炉を国と事業者を求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 月 日

茨城県東海村議会

提出先

内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、衆参両議長、茨城県知事

東海第二発電所並びに原子力施設の安全性向上に関する
意見書提出を求める請願書

<請願趣旨>

東海村は半世紀以上にわたり、原子力平和利用並びに国のエネルギー政策の重要性を認識し、原子力発祥の地として、誇りを持って協力してきたところです。

2011年3月11日に日本を襲った大津波により東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故は、国内のみならず世界各国に大きな衝撃を与えました。

この事故により「安全・安心」といった原子力を利用する上で大きな根底が覆ったことは言うまでもありません。

その一方で、エネルギー政策の基本とも言える「供給安定性の確保」、「環境面における安全性」及び「経済性」を考慮すると原子力発電はエネルギー供給源の選択肢の一つであることは間違いありません。

については将来、エネルギー政策の議論及び対応に当たっては、原子力発電の高い安全・安心の確保を最優先として将来、国民の社会経済及び生活環境の安定はもとより、これまで協力、推進してきた立地地域の経済、雇用、更に住民生活に十分に配慮した原子力政策を強く要望します。

以上のことから、地方自治法第99条の規定に基づき、以下の請願事項による意見書を貴議会で採決していただき、内閣総理大臣ほか関係大臣、衆参議長並びに茨城県知事に対して提出していただきますよう請願いたします。

請願事項

1. 福島第一原子力発電所事故の検証と早期収束
2. 東海第二発電所の更なる安全性向上
3. 原子力研究施設並びに核燃料施設の更なる安全性の向上

東海第二発電所並びに原子力施設の安全性向上に関する意見書（案）

東海村は半世紀以上にわたり、原子力平和利用並びに国のエネルギー政策の重要性を認識し、原子力発祥の地としての誇りをもって協力してきたところです。

2011年3月11日に日本を襲った大津波により東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故は、国内のみならず世界各国に大きな衝撃を与えました。

この事故により「安全・安心」といった原子力を利用する上で大きな根底が覆ったことは言うまでもありません。

その一方で、エネルギー政策の基本ともいえる「供給の安定性の確保」、「環境面における安全性」及び「経済性」を考慮すると原子力発電はエネルギー供給源の選択肢の一つであることは間違いありません。

については、将来のエネルギー政策の議論及び対応に当たっては、原子力発電の高い安全・安心の確保を最優先として将来、国民の社会経済及び生活環境の安定はもとより、これまで協力、推進してきた立地地域の経済、雇用、更に住民生活に十分に配慮した原子力政策を基本に、国会及び関係行政庁に対して、下記の事項を強く要望します。

記

1. 福島第一原子力発電所事故の検証と早期収束

福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、検証を早急に行い、国民、立地自治体、地元住民に明解な説明をすること。

2. 東海第二発電所の更なる安全性向上

福島第一原子力発電所事故の検証結果を踏まえ、ストレステスト等、更なる安全性の確認を行うこと。

3. 原子力研究施設並びに核燃料施設の更なる安全性の向上

安全性を最優先とし、更なる安全性確認を行い、原子力エネルギーの基盤となる原子力科学並びに核燃料サイクルの研究開発を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

東海村議会

提出先

内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、衆参両議長、茨城県知事